6　「電気通信番号の種別」の欄が「音声伝送携帯電話番号（０７０／０８０／０９０）」の場合は、「うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数」の欄を記載するとともに、「うち対面で手続した数」、「うち電話で手続した数」及び「うちインターネットで手続した数」の欄に、番号ポータビリティに係るポートアウトの手続方法ごとのポートアウト数を記載すること。	［新設］
7　［略］	6　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行し、報告期限が令和四年四月一日以降である報告から適用する。

○総務省令第二十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十五日

総務大臣　武田　良太

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（媒介等の業務の届出等）	（媒介等の業務の届出等）
第三十九条　［略］	**第三十九条**　［同上］
［２　略］	［２　同上］
３　法第七十三条の二第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	３　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　電話番号及び電子メールアドレス	［新設］
五　［略］	四　［同上］
六　［略］	五　［同上］
［４～８　略］	［４～８　同上］
様式第33（第39条第１項関係）	**様式第33**（第39条第１項関係）
媒介等の業務届出書	媒介等の業務届出書
［略］	［同左］
郵便番号 （ふりがな） 住　　所 （ふりがな） 氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。） 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）	郵便番号 （ふりがな） 住　　所 （ふりがな） 氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。） 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）